滋賀県電子入札システム等広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、滋賀県電子入札システムをはじめとする滋賀県県土整備部監理課が管理するホームページ（以下、「電子入札システム等」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告の掲載位置および枠数）

第３条　広告を掲載する位置および枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

（１）　広告の位置

ア　滋賀県電子入札システムポータルサイトの所定の位置

（https://www.pref.shiga.lg.jp/ha00/11419.html）

イ　公共工事入札情報のページの所定の位置

（https://www.pref.shiga.lg.jp/ha00/11420.html）

（２）枠数　（１）ア、イともに３枠

（広告の掲載基準）

第４条　広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）法令に違反し、または違反するおそれのある広告

（２）公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告

（３）人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告

（４）選挙に関する広告

（５）政治性のある広告

（６）宗教性のある広告

（７）社会問題についての意見広告

（８）個人の氏名の名刺広告

（９）誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

（１０）主として人事募集を目的とする広告

（１１）責任の所在が不明確な広告

（１２）その他本県の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

２　前項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、県が別に定める。

（広告の種類、規格等）

第５条　広告の種類および規格については、次のとおりとする。

（１）広告の種類バナー広告およびテキスト広告

（２）広告の規格バナー広告大きさ縦 46 ピクセル・横 180 ピクセル

形式　　GIF（アニメ可）・JPEG

データ容量　10KB 以下

テキスト　広告ホームページにおいて「標準」に設定している文字サイズで、全角文字 26 字以内

２　広告の禁止表現については、次のとおりとする。

（１）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

（例）「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

（２）閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

（例）高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

（３）実際には機能しないもの

（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

（４）その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

３　広告の制限事項等については、次のとおりとする。

（１）イメージ等の点滅は、その間隔を原則として 0.4 秒以上とする。

（２）画面の反転表示および大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として２秒以上とする。

（広告掲載の募集方法）

第６条　広告主の募集は、原則として滋賀県ホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行うものとする。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

（１）広告の掲載期間が長いもの

（２）公共性が高く、県民の福祉の向上につながるもの

（３）県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの

２　前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、先着順による随時募集を行うものとする。

（広告掲載の期間）

第７条　広告を掲載する期間は１か月単位とする。

２　広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告

を掲載する月の最終日とする。

４　第２項および前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日または 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、県が別に定める。

（広告掲載の申込み）

第８条　広告の掲載を希望する者は、「滋賀県電子入札システム等広告掲載申込書」（様式第１号）により、県に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第９条　県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第４条、第５条、第６条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

２　県は、前項の規定により決定したときは、「滋賀県電子入札システム等広告掲載（不掲載）通知書」（様式第２号）により当該申込者に通知する。

（広告掲載内容の承諾）

第 10 条　広告主は、前条第２項の規定により広告掲載の通知を受けたときは、県が指定する期限までに「滋賀県電子入札システム等広告掲載承諾書」（様式第３号）を県に提出するものとする。

（広告原稿の作成および提出）

第 11 条　広告主は、県の指定する日までに、原稿を県の指定する場所に提出するものとする。

２　前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

３　県は、第１項の規定により提出された広告原稿の内容が第４条または第５条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第 12 条　広告掲載料は、１枠あたり月額３０，０００円（消費税および地方消費税を含む）とする。

２　広告主は、原則として広告掲載料を県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

（広告掲載の方法）

第 13 条　県は、第 11 条第１項の規定により提出された広告原稿を原則として広告掲載開始日の前日の午後１時から午後５時 30 分までの間に掲載するものとする。

２　県は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の午後１時から午

後５時 30 分までの間に削除するものとする。

（広告掲載の取消し）

第 14 条　県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

（１）第 11 条第１項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき

（２）第 12 条第２項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき

（３）第４条または第５条の規定に反すると認めるとき

２　県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

３　県は、第１項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

４　前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載の中止）

第 15 条　広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

２　広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により県に申し出なければならない。

３　県は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

４　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

第 16 条　県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 12 条第１項の規定による広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が１か月中で１日未満の場合は、返還しないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が２日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（１）機器等の保守または工事を行う場合

（２）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

３　第１項および前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の変更）

第 17 条　広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

２　広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ県に協議するものとし、第 11 条第１項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

３　前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 11 条第３項の規定に準ずるものとする。

（リンク先の変更）

第 18 条　広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して５日前までに県に届け出るものとする。

（広告主の責務）

第 19 条　広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

２　広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

（協議）

第 20 条　この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第 21 条　この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は平成２２年６月７日から施行する。

附則

この要綱は平成２５年１１月１日から施行する。

附則

この要綱は令和元年５月７日から施行する。

附則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。

様式第１号

滋賀県電子入札システム等広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

滋賀県県土整備部監理課長

商号または名称
代表者職氏名

滋賀県電子入札システム等に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、滋賀県電子入札システム等広告掲載要綱等の内容を順守します。

記

１．広告内容

（１）希望期間（掲載期間は１か月単位です。）

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

（２）ホームページ広告の内容

（３）リンク先ホームページの内容

（４）ＵＲＬ

２　連絡先

（１）住所　　：
（２）担当者氏名　：
（３）電話番号　　：
（４）ＦＡＸ番号　：
（５）Ｅ-mail　　：

様式第２－１号

滋賀県電子入札システム等広告掲載通知書

令和　　年　　月　　日

（　申　請　者　）　様

滋賀県県土整備部監理課長

先に申し込みのありました滋賀県電子入札システム等のホームページ広告枠について、下記により貴社（団体）の広告を掲載します。

つきましては、下記により関係書類等を提出いただきますようよろしくお願いします。

記

１．掲載枠

滋賀県電子入札ポータルサイト　　：左から　番目

滋賀県ホームページ（公共工事入札情報）　：左から　番目

２．掲載期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

３．掲載料

，　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

４．掲載までの手続き

（１）承諾書の提出

別添の「滋賀県電子入札システム等広告掲載承諾書」を　月　　日（　）までに提出してください。

（２）広告原稿の作成および提出について

広告原稿は、「滋賀県電子入札システム等広告掲載要綱」および「滋賀県電子入札システム等広告掲載基準」に基づいて作成し、　月　　日（　）までに、電子メールまたは CD-ROM により、滋賀県県土整備部監理課審査契約担当まで提出してください。

（３）広告掲載料の納入

後日「納入通知書」を送付しますので、納入通知書裏面記載の納入期間において、広告掲載料を一括納入してください。

（４）広告掲載の方法

広告は、　月　　日（　）の午後１時から午後５時 30 分の間に所定の位置に掲載します。

滋賀県県土整備部監理課審査契約係
電話番号：077-528-4116
ＦＡＸ番号：077-524-0943
e-mail：ha0002@pref.shiga.lg.jp

様式第２－２号

滋賀県電子入札システム等広告不掲載通知書

令和　　年　　月　　日

（　申　請　者　）　様

滋賀県県土整備部監理課長

先に申し込みのありました滋賀県電子入札システム等のホームページ広告枠について、下記の理由により貴社（団体）の広告を不掲載します。

記

（例）滋賀県電子入札システム等広告掲載基準第　条第　号に該当するため
　　申し込み多数によるくじの結果　など

滋賀県県土整備部監理課審査契約係
電話番号：077-528-4116
ＦＡＸ番号：077-524-0943
e-mail：ha0002@pref.shiga.lg.jp

様式第３号

滋賀県電子入札システム等広告掲載承諾書

令和　　年　　月　　日

滋賀県県土整備部監理課長

商号および名称

代表者職氏名

滋賀県電子入札システム等への広告の掲載にあたり、下記の事項について承諾します。

記

１．掲載枠・掲載期間・掲載料

滋賀県電子入札システム等広告掲載通知書に記載のもの

２．掲載条件

（１）広告原稿の作成および提出

広告原稿は、「滋賀県電子入札システム等広告掲載要綱」および「滋賀県電子入札システム等広告掲載基準」に基づいて作成し、滋賀県（以下「県」という。）が指定する日までに、県が指定する場所に提出する。

また、提出した原稿が次の項目に該当し、掲載する広告として適当でないと県が認める場合は、内容を修正する。

ア　法令に違反し、または違反するおそれのある広告

イ　公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告

ウ　人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告

エ　選挙に関する広告

オ　政治性のある広告

カ　宗教性のある広告

キ　社会問題についての意見広告

ク　個人の氏名の名刺広告

ケ　誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

コ　主として人事募集を目的とする広告

サ　責任の所在が不明確な広告

シ　その他本県の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

（２）広告掲載料の納入

広告掲載料は、原則として県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納する。

（３）広告掲載の方法

提出された広告原稿は、原則として広告掲載開始日の前日の午後 1 時から午後 5 時 30 分までの間に掲載する。

また、掲載した広告は、原則として広告掲載終了日の午後１時から午後５時 30 分までの間に削除する。

（４）広告掲載の取り消し

ア　次の各項目のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消す場合がある。

（ア）　期限までに広告原稿が提出されないとき

（イ）　期限までに広告掲載料が納付されないとき

（ウ）　滋賀県電子入札システム等広告掲載要綱第４条または第５条の規定に違反したとき

イ　前項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

ウ　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない

（５）広告掲載料の返還

ア　県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が１ヶ月中で１日未満の場合は、返還しないものとする。

イ　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が２日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

（ア）機器等の保守または工事を行う場合

（イ）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

ウ　アおよび前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（６）広告主の責務

ア　広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

イ　広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

（７）その他

上記のほか、滋賀県電子入札システム等広告掲載要綱および滋賀県電子入札システム等広告掲載基準に基づいて、広告の掲載を行う。